

造林公社問題検証委員会 第1回会議議事録

日 時：平成20年(2008年)12月18日(木) 15:30-17:30

場 所：滋賀県大津合同庁舎7階 7A会議室

出席委員：北尾委員、阪田委員、進委員、高田委員、
辻委員、浜田委員、真山委員、吉田委員

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 知事挨拶

(嘉田知事)

改めまして、皆さんこんにちは。

委員の皆様におかれましては、このたび当委員会の委員にご就任をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして有り難うございました。また、本日は、年末も大変押し迫っていますところ、ご多忙のところお集まりいただきまして、改めて御礼申し上げます。

さて、造林公社の債務問題でございますけれども、今、全国的な問題となっております。特に本県の場合は、淀川の最大の水源であるということで、琵琶湖の水源かん養という特殊な背景もありまして、滋賀県造林公社、びわこ造林公社により昭和40年代から拡大造林が進められてまいりました。

今、琵琶湖周辺に山が見えるわけですが、全域で約2万ヘクタールもの造林を行いましたけれども、この間多くの皆さんのご努力を頂き、土地所有者の皆さんのご承諾を頂きながら、公社として造林事業を進めてまいりましたが、残念ながら間伐の収入もあまり思わしくなく、また正式には1本たりともまだ成木を伐り出しておりません。

そのような段階で平成19年度末ですけど、合計1千億円を超える債務の返済をせまられておりまして、極めて困難な状態となり、県政の大きな課題となっております。

このため、ここ数年その解決をめざして、公社自らの経営改善の努力、あるいは債務の圧縮に向けた債権者との協議などに取り組んでまいりました。

そうした中で、実はこの9月に、約490億円の農林漁業金融公庫の債務につき、県が結んでおりました損失補償契約によりまして、県が一括請求を受ける立場になりました。県政の運営に多大な影響を与えるため、両公社の債務を免責的に引き受け、42年間に分割して支払うということにいたしました。

この過程の臨時県議会において、さまざまな観点から集中的な議論をいただきましたが、また、県民の皆さん、全国の皆さんからもご関心を頂きました。

そのような中で、この委員会は臨時県議会の附帯決議を受けて設置するものでございます。特にこれまでの国や県の政策、また造林公社の運営等について検証して頂きまし

て、造林公社の経営健全化につなげるため、県が設置させていただいたところでございます。

今回、この問題がここに至るまでの詳しい経過につきまして検証いただくこととなりますが、大変申し訳ないですが、机の上に気の遠くなるようなファイルがございます。事務局がこれまでの経過を整理させて頂きました。私の方からは、このデータについて、あるいは立場について本日は特に申し上げることは致しません。

皆さんには、是非、第三者的な公正・公平な立場から、国や県の政策はどうであったのか、そしてその中で造林公社の運営はどのようになされてきたのか、まず事実を明らかにしていただき、その上で、公社が経営悪化に至った要因はなんだったのかを、明らかにしていただきたいと思っております。

本県といたしましては、この検証によりまして、今後、長期にわたる財政負担をお願いすることとなった県民のみなさん、県議会に対して説明責任を果たしてまいりたいと思います。

私は、実は、今の現在の県民の皆さんだけではなく、次の世代につけ回しをしないというお約束で知事にならせて頂きました。42年間690億円もの金額を、42年間ですから、どうしても次の世代になります。いわば払っていかねばならない状況を作ってしまったことに対して、私自身も正直申し上げて忸怩たるものがございます。

そういう中で次の世代が、この平成20年に何があったのか、そして昭和40年代からの30年40年何があったのかを次の世代の人達が見ても納得いくような、そのようなある意味で次世代に向けての検証をしていただければと思っております。

森は育っています。本当に、県土の約半分を占めております森林のうち、造林公社の管理する森林は、その10%を占めております。木材生産というのがもともとの造林公社の目的でもございましたけれども、併せて水源のかん養、そして最近特に社会的感心が高まっております温暖化対策というところでも、森の多面的役割を益々重要となっております。このような中で、この公社の森林を今後どのように経営をして、そして次の世代に納得してもらえよう県土の運営をしていくかということは、課せられた大きな課題でございます。

そのためにも、今回大変短期間でございます。皆さんそれぞれのご公務、あるいは本務をお抱えの上、このようなお役目をお受け頂きまして、大変恐縮致しますけれども、是非とも今後の造林公社の抜本的な改革、そしてもう一つ申し上げますと、今、国と地方が公社の改革に向けての協議会を作っております。そのような所でもデータを出させて頂き、説明もさせて頂きながら、ある意味で国に対しての意見を言える、そのようなものにもさせて頂きたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、こうした趣旨をご理解いただきまして、ぜひ忌憚のないご議論、特に県民の皆さん、また次の世代にも説明が付くような形のご議論いただけたらと思います。

どうか、来年9月までということでございますが、よろしく願いいたします。

4. 委員紹介、事務局等紹介

(司会から、事務局出席者を紹介)

5. 委員長選任、副委員長指名

(司会)

最初に委員長の選任をお願いいたします。お手元にごございます設置要綱第3条第3項によりまして、委員長は委員の互選によることとなっております。選任につきまして、ご意見、ご推薦がお有りでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

僭越でございますが、この森林、造林というものにあまり関わりのない、第三者的な方が望ましいのではないのかと思います。しかも行政学に詳しい方ということで、真山先生を私は推薦させて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

(異議ない旨発言あり)

(委員長)

只今ご指名というかご推薦を頂きまして、委員長を拝命いたしました。改めまして、ご挨拶させていただきます。真山と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

先程知事のご挨拶にもありましたように、この造林公社の問題、歴史的にも非常に長いものでもありますし、事の重大性、今の県の行財政に与える影響、更には次の世代まで及ぼす影響、どれを考えても非常に大きく、深刻な問題かと思えます。それは、今日のこのファイルとこのネームプレートに重みをずっしり感じるくらい大きな問題かなと思いますので、まあ先程言いましたように、私、森林や木のことを、あるいは造林の問題、そのものについては全く素人で分かりませんので、いろいろ勉強させていただきたいと思えます。いわゆる「第三セクター」、あるいは県などの外郭団体の経営の問題でありますとか、それから、これは単に一組織の経営だけではなくて、森林政策、林業政策あるいは環境問題にかかる様々な政策、そういうものが色々絡まりあっている問題だと思えますので、そういう複雑な問題を解きほぐすような形で事実を明らかにする。ただそれだけでは後ろ向きですので、先程知事がおっしゃいましたように、今後この滋賀県の造林公社、さらには森林、造林政策をどのように展開していくかの道筋が見えるような、道筋を付けるのは別の組織で来年以降検討されるよう聞いておりますが、そこに必要な情報や事実関係をしっかり提供できるようにがんばっていきたく思いますので、委員の皆さんのご協力を賜りながら進めていきたく思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(司会)

続きまして、設置要綱第3条第5号では、副委員長は委員長が指名することとなっております。委員長から副委員長のご指名をお願いしたいと思います。

(委員長)

それでは、私をご指名いただきましたように、同じような趣旨から私としましては、副委員長に高田委員をお願いしたいとおもいますが、いかがでしょうか。

(委員)

(異議ない旨発言あり)

(副委員長)

全くこの山のこととか存じ上げませんので、どうなるかと思うんですけど。ただ、ずっと犯罪捜査というものでやってきておまして、犯罪ではないのですが、犯罪捜査というものは過去の一定の出来事に対して、どういうことだったのかということをいろんな方から事実を確定して、事実認定というんですが、それに法律を適用して、犯罪かどうかということ、ずっと繰り返しトレーニングしてきたつもりです。ですから前向きなことを言われてもよく分かりませんが、後ろ向きにどういうことだったのかをチェックすることには結構慣れているのではないかという気がいたしますので、どれくらいお役に立てるか分かりませんが、精一杯やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(報道関係者および知事退席)

6. 議事

(1) 委員会の目的および所掌事務等について

(事務局から資料に基づき説明)

(委員)

第1条の文言ですが、「健全化」ということはなかなか難しいことだと思うんですね。健全であったことが今まであったのかどうかということですね。それから健全化とは何かというへんからお聞きしたいのですが。

それと第2条の1ですね、「国と滋賀県等」とあります。「等」という中には、他府県も造林公社問題がありまして、いろいろ問題があるようにお聞きしていますが、それもされるのかどうか、比較検討ですか。

(事務局)

一点目の健全化等につきましては、大変難しい定義かと存じますが、今、現在逆に経営悪化ということをお申しております。その大きな要素は後で説明させていただきますけ

れども、公社自身が収入を十分期待したとおりに得られず、債務が支払えない状態になっているというのが経営の悪化という状態だと思っておりますので、そういう状態にならないようにする、それが逆に言いますと健全化ということかと考えております。

では今まではどうだったかということでございますが、検証の方に入っていきますので、詳しいことはこれからとなりますが、当初の状態から今までにつきましては、帳簿上の問題からすれば現在黒字になっておりまして、それが本当にそうなのかということを検証していただくことになると思っております。

次に第2条の「等」のところですが、これは最初に意識しておりましたのは、例えば金融公庫、金融制度そういうものも当造林公社の経営に与えた影響として大変大きくございますので、そういうものを想定しておりました。

(委員)

そうすると他府県についての比較検討はしなくても良いということですか。

(事務局)

ここに意図しておりますのは、造林公社にかかる政策ということでございますので、例えば、政策と言えるかどうか分かりませんが、後で出てまいりますけれども、特に先程知事が申しましたように、滋賀県の場合は琵琶湖総合開発ということで非常に大きい要素でございましたので、例えば、そういう意味で下流府県の動きがどうだったのか、ということにつきましては、当然対象に入ってくるかと思えます。

(委員長)

滋賀県の場合は、琵琶湖との関係で、京都、大阪など下流の県と非常に関係が深いといえますか、造林公社の問題も、それ抜きには、多分、全容は解明できないかと思えますので、そういう点では他府県も当然関わってくるかと思えます。

(2) 公開および傍聴の取り扱い等について

(事務局から資料に基づき説明)

(委員)

5ページの公開方針の第2の公開、非公開の取り扱いについてですが、県の公開条例第6号とおよび今説明された流れから行くと、論じる余地がなくて公開するという説明でしたが、しかし、この種の金融の絡むものはですね、我々がかつて経験した金融再生法なり、あるいは産業再生機構の討議の進行過程においては、機密でやっているケースもかなりあるわけです。

そのあたりはかなり微妙で、場合によっては個人のところに突っ込んだ論議もあるわけですね。これと全く次元的に同じとは申しません。公社ですから。

しかし、内容によってはそれに類推するものがあるということからすると、一般の県の諮問委員会なり、あるいは審議会等いわゆる同次元的に全て公開するということは、

私はいかがなものかなというふうに考えます。

(事務局)

公開の具体的な事項については、全て想定がしにくいもので、上手くお答えできるかわかりませんが、今、委員がおっしゃった点について、例えば個人の金融の話、これは出てくるかどうか分かりませんが、そういうものでございますと、今の情報公開条例の第6号の各号に、ここでは具体的には書いておりませんが、一番最初に個人が特定される情報に一つは入るのではないかと考えられます。

また、第2号のところには法人等の事業に関する情報というものがございまして、それに入る可能性があるのではないかと考えられます。

ですから、そういうことでございましたら、(1)に掲げる情報、この非公開にすることができる情報という形に入るということで、今のおっしゃった目的が達せられると考えられますが、いかがでしょうか。

(委員)

個人情報保護については私自身も承知しているのですが、個人以外も下流都道府県の問題も含め、例えば、今回の農林漁業金融公庫なんかですね、国の機関であっても我々からすると、今回のことについてはいろいろ論議の余地が実はあります。そういう過程で論議する場合、当然社会的圧力を含めて、自由な発言をするということがこの検証であるということからすれば、個人だけではなく、一部団体も含めたところの機密も入っても良いのではないかと思います。

(委員長)

では方針といたしまして、これは県自体の基本的な方針としまして、原則可能な限り公開するという基本原則をお持ちですので、それには県の設置する委員会ですので従うということで、当然情報公開条例第6条に該当するものは、非公開でやるということですが、それに該当するかないか微妙なものについては、これは第2の第2号の(2)にですね、この委員会の中で情報公開条例に該当する項目でないけれども委員が自由に意見を言ったりする上で、非公開にした方が良いと判断した場合には、適宜非公開にするという運営で行くということによろしいでしょうか。

(委員)

はい、結構です。

(委員長)

通常の審議会等とは性格が違うという委員のご指摘は、そのとおりだと思いますので、若干非公開になる割合が多めになるということを前提に、基本的な考え方としては可能な限り公開していくという扱いにさせていただきたいと思います。また運用もそのような形で方針を運用していきたいと思います。

他にはございませんでしょうか。

他に無いようでしたら、文言といたしましては、今日事務局から出していた
いただきました案の内容のもので確定させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

(了解の旨発言あり)

(委員長)

ありがとうございます。では会議の公開方針ならびに傍聴要領につきましては、案の
とおりとさせていただきます。

それでは、この公開方針に基づきまして、これ以降、今日については特に非公開にす
るような必要性があまりないかと思しますので、早速公開とさせていただきます。

本日は事前に傍聴者を募集しておりませんが、先程も既に来られていたように報道機
関には取材を認めることにしたいと思います。

(3) 造林公社問題の経過と現状について

(事務局から資料に基づき説明)

(委員長)

戦後の長い歴史をかいつまんで説明していただきましたが、それだけでも相当いろ
んなことがありました。

今日は具体的な内容に踏み込んだ論議するというよりは、全体のおおざっぱな経過
をご理解いただくということと、資料についての確認をいただくということが趣旨で
ございますが、今説明をいただいた部分について、何かご質問、あるいは資料等で、
こういう資料が必要ではないかというご意見などございましたらお伺いしたいと思
います。

(委員)

この分収造林という言葉自体もですが、この分収造林が契約に基づいてとありま
すが、もう少し簡単に分かるようなものがあれば。一番最初の時は、多分沢山造林をしな
くてもいけないということで作られたものだと思いますが、今ご説明があったように分
収造林法の改正があったという話があったので、分収造林ということの、もう少し分か
るようなものがあればと思います。

(事務局)

用意させていただきます。

(委員長)

説明というか、分かりやすい資料をお願いします。

(委員)

ちょっと気になったのですが、資料を見れば分かるのでしょうか、滋賀県造林公社は社団法人ですよね、びわ湖造林公社は財団法人ですよね、ところが法律の根拠はどちらも一緒ですよね、その違いを教えてくださいなのですが。一方が社団法人で一方が財団法人になった経緯を。

(事務局)

まず滋賀県造林公社の方ですが、社団というのは人の集まりというものでございまして、先程申しましたように、滋賀県造林公社は滋賀県内の市町村あるいは下流にも入ってもらって、一緒に造林しようということでした。それで社団という形をとったと思われる。

びわ湖造林公社の方は、基本的には受け皿としまして下流からの琵琶湖総合開発に基づきお金を受けて、それを經由して造林を行うということでございますので、基本的には、団体としての組織さえあれば一応それで良いということですので、それで財団ということになったと思われる。新たに下流からまた参加していただく必要はないだろうとのことだったと思われる。

(委員長)

公益法人は、社団法人か財団法人、いずれにしても民法第34条に基づいて作られておりますので、社団にしたか財団にしたか、多分びわ湖造林公社は社団法人に成り得なかった。滋賀県が単独でやっていますので。滋賀県造林公社の方は、財団でも社団でもどちらでも選択肢はあったのかなと思いますが、おそらくメンバーシップを重視したのでしょうか。お金問題よりは。

(事務局)

資料の中に設立趣意書がございますので、そこの載っている限りでは、あまりすかつとわかるようなところは無いのですが、今、委員長がおっしゃったように。

(委員)

今公益法人が非常に厳しいことになっているのですね。社団法人は大丈夫だが、びわ湖が危ないとなっているのですね。その辺が関係あるのかなと思ひまして。

(事務局)

公益法人改革が現在進められておりまして、今年の12月1日から、現在あります公益法人は、全て特例民法法人、暫定的に5年間生き延びるという制度に変わっておりまして、その間に新たな制度に基づく法人に移行することを求められています。それは今後の造林公社につきましても、どういう形を取るかということ課題であると認識しております。

(委員)

この制度金融ですね。ここ農林漁業金融公庫、今の日本政策金融公庫ですね、提案説明が、今短いものが付いているのですが、一番知りたいのは、この農林金融公庫とですね交渉経緯ですね、我々民間ベースは、先程冒頭挨拶で申し上げたが、住専の時の国会審議やあるいは農中だけに6千8百億を別途で政策に手を入れたいろいろ経緯があるわけですが、その経緯は非常に重要なポイントです。だから県当局と農林漁業金融公庫との交渉経緯等を是非付けていただきたいです。

(事務局)

調べます。

(委員長)

それでは、ただいまの資料の準備をお願いします。

(委員)

よく簡潔に長い歴史をお話しされたと思いますが、聞き逃したかもしれませんが、入会林野近代化法の話は述べられましたでしょうか。

(事務局)

すみません、述べておりません。

(委員)

長い歴史の中で、まだ一回とも生産がなされていない。収入が発生していない。林業政策としてやったのか、資源政策でやってきたのがあるわけですね。地域雇用の問題。

それで、戦後長い歴史の中で、木材価格がグッと上がるというのが何回かあるんです。その中でとにかく資源を作らないといけない。こんなに外貨を持っていなかった段階。それから樺太なんか戦前持っていたのですが、無くして。そして経済成長をしていて、とにかく資源政策と言っていた時。片一方で林野の利用が膨大な薪炭林があったわけです。そうすると次の、誰がこれを、造林を資源政策として植えだすかということが政策として上がってきて、それで土地登記法上はなんとかいろいろ形をとっていたが、実態は入会林野というか権利関係が整わない。この資料の中で土地提供者がほとんど個人となっていますが、実は公社造林を進める過程で、ややこしく次の市場にミートするような個人が林業展開を進めるような権利が整序出来ていなかったことが、そこを整序しながら造林公社を進めたという一つの機能ですが、あったはずなんですね。

それから片一方で、山村のいろんな形で生業をしていた、いわゆる薪炭、炭を焼いて生業をしていたという人をどう雇用するのか、というのがありまして、入会林野近代化という経緯をもうちょっと事務局なりに整理をしていただいて、林業公社の機能との関連付けというか。

もう1点、融資のことですが、ほとんど私これ理解できないのですが、昭和30年後半だと思うのですが、林業経営者協議会(林経協)が、補助から融資へという形で、こ

これは制度融資ですから、ある種、国の予算で措置してもらわなければならないわけですが、それを拡大しながら資源づくりをやるという政策だったのですが、要するにお金持ちが自己責任で融資を引き入れ、破綻したというずいぶん有名な林業家がいろんな形で大変な目にあっているわけですが、この林業公社は自己責任を問えない性格のものに、お金を使わせたといえれば変かもしれないが、そういう機構を作って、融資をし、労働の機会を与えながらやるとしたわけですね。結果として、確かに収支はこうになっていますし、膨大な債務を持っている、収支的にも払えないだろうという見通しに十分なるわけです。だからあまり隠すつもりはないのですが、いろいろな機能を持ちながら造林公社ができてきた。特に琵琶湖の場合は下流、琵琶湖総合開発を進めるためにという、ある種のテーブル作りの前段階的な形で機能していますし、だからそれをどう評価するというのは難しいのですが、さっと数字的にやる時には、そこどころの一体国の融資、拡大造林政策もそうだが、その辺がどうなのかというのが議論になりますが、可能な限り資料をお願いしたいと思います。

(委員)

関連するかもしれませんが、収支計算を見ますと、最近のものは事業収入がありますが、具体的にはどのような事業収入なのか、分収林事業収入とか項目が上がっているのですが、これは公社としての収入があったと理解してよいのでしょうか。

公社が利益を得ていると見たら良いのですか。どう見たら良いのですか。要するに何を言いたいかということ、公社がお金をもうけている部分と、人の借金で運営しているので、収入として成り立つのかどうか。単に収入と借金の部分と事業費と管理経費、4つくらいですと積んでいくとどうなっていくかを知りたいのですが。

(事務局)

今のお話ですが、詳しい話は別ですが、分収造林事業収入とは、例えば間伐材を売った収入などです。

(委員)

だから一応売上なんでしょう。

(事務局)

はい。それから受託事業収入というのは、先程ありましたように施設の管理を受託したなどです。

(委員)

だから、売上という外から入ってくるお金と借金とを分けて、名目は何でもいので。

(事務局)

資料5-2-55ページのところで、縦に年代別に収支実績を繋げて載せております。また十分でなければ、その辺を整理させていただきます。

(委員)

もう少し簡素化したものにしていただければ。公社が要するに売上があった部分と借金で、どれだけマイナスがたまっていくのかを知りたい。その経過を簡単に。

(委員)

もう少しこの表を図にしていただけませんか。ちょっとこれでは細かすぎて読めない。先程おっしゃったように大ざっぱでいいので。

(委員)

あまり細かい数字をいただいても。どういう流れかが分かればよいので。

(事務局)

とりあえず今日は出来るだけ生のデータを出させていただいたのですが、次回以降説明用にもう少し分かりやすいものにします。

(委員)

この大項目の経営改善の6 - 1 - 27に外部監査の結果とありますが、外部監査はどこにあるのですか。我々でいうと監査法人とか、そういうところになるのですが、どこの、こちらでされているのですか。外部監査の団体は。

(事務局)

地方自治法に基づきます県の包括外部監査を受けておりまして、委員が補助人でやっていただいたところでございます。

(委員)

そうですか。

(委員)

資料としてご用意していただけるかどうか分からないのですが、私の中で、この問題で混乱しているのが、先程、委員が林業政策なのか、資源政策なのかというところに絡んでくるところなんです。例えば40年に国の林業政策では林野庁通知で「林業公社の設立許可その他の指導監督について」という点で、事務局のご説明でも明確に零細の所有者に代わる、もしくは奥地、僻地という、今から考えるだけではなく、当然当最も手間がかかり、経費がかかり、そして育ちが悪いという、そういう場所への造林が明確に打ち出されている中で、期待される儲けが想定されていたのかというのが、非常に後年になって、今だからそう思うのかかもしれませんが、その時に、これだけ40年から55年まで木材がガーンと上がって行く中では、世の中的な常識としては、そりゃ儲けないと、というムードが盛り上がっていく部分と、いわゆる森林・林業の専門家達にとっては、おいおい待てよというような研究が実は一方ではあったのか。その辺は

常にギャップが常にあると思うのですね。社会のムードというものと、今の炭素というのもそうですけども、そういう押し流されるようにそっちに向かわされる社会情勢というものと、実は研究者の中で、それはどうやっても無理だということがあったのかということの整理が一つ欲しいなと思っておりまして、どう調べていただけるのか分かりませんが、もしその辺の事情がもう少し概略的に分かるような社会情勢と当時の森林・林業の研究を重ねられるようにしたいなと思うので、もし調べて資料としていただけるのなら。

(事務局)

滋賀県の造林公社のことだけについて申しますと、この中に設立構想というのが5 - 1 - 17ページに入っていますが、そこにありますように設立構想では利益が出るようになっていました。

他の造林公社はどういう状況であるのか、全体としてどうだったのか、また調べさせていたきたいと思います。

(委員)

私の意見を言いますと、ドイツ林学があって、国有林でそれを示そうとあった。だから昭和32年の「国有林生産力増強計画」というのが一つあるのですが、それまで蓄積量を保持しながら、良い森を後世へ導こうと、だから成長の中で伐ろうという形で100年かかって、ドイツは200年と言ってもいいくらいで作ってきた。そういうフィジカルプランニング、物的組織付けでやってきて、林業技術者はそこに関わっていたわけです。

それをもっと良いスギ、ヒノキに変えようというのが昭和32年ですけど、昭和36年河野一郎農林大臣の時に、とにかく伐れと、蓄積管理を止めにしろという、とにかく外材は入らないわ、木材価格はものすごく上がるわということで、どうにもならなくて、国有林経営の事実的な組織論的なことがそこで一旦入って、そればかりではなく、後引きずり方というものは、国有林は大変まずいのですが、技術者が撤退をしたという歴史がありまして、だから昭和36年の「木材増産計画」と昭和32年の「国有林生産力増強計画」は全く別次元なんですけど、外の国民の要請でとにかく伐れという新聞なんかを見てもらっても、とにかく伐れということがありました。

その中でとにかく資源造成をしないといけない。国有林の蓄積を伐り、とにかく造林をしろという、ある意味責任をどう問えるか知りませんが、わかりませんが、そういう形で植えられるところは植えるというお金の出し方、それが雇用を拡大し、次のステージへの農民へのワンクッションにもなっていた。当時過剰労働でもありましたから。

(委員長)

すでに検証すべき事柄にかなり踏み込んだご意見をいただいております。それから事務局に対して資料のリクエストもいろいろ出ておりまして、今出ました範囲につきましては、事務局の方でご努力をいたしたいと思いますが、おそらく委員の皆さんが期待されます資料、つまりこの動きがどういう背景で、どうだったのかパッと見て分かる資

料を事務局で出せれば、この検証委員会はいらなかったのかもしれませんが、我々でいろんな資料を突き合わせて、考えてみないといけない部分もあるのかなと思います。その辺、委員の皆さんに大変ご負担をかけることになるかと思いますが、事務局の方も可能な限り分かりやすい資料をいろいろご用意いただければと思います。

いろいろご意見はあるかと思いますが、本日の委員会終了後でも、こういう資料があればというものがあれば事務局の方にご連絡をいただければ、可能な限り対応していただけたと思いますので、よろしくお願いします。

(4) 検証の進め方について

(事務局から資料に基づき説明)

(委員長)

検証の内容につきまして、一応検討することが列挙されていますが、これは非常に概略的なものですので、実際の検討内容は広く広がっていくかなと思いますが、最終的にこの辺に集約をして結論というか、結果を出していければという、その程度であまりこれに縛られてこれ以外のことは触れないということでは決してないと思います。

(委員)

1月23日は、先程言われた公開、非公開という話があったのですが、公開にするのですか、それとも非公開にするのですか。

(委員長)

おそらく今の検討予定で行きますと、直ちに非公開にする内容は、今のところ含まれないだろうと思いますので、原則公開の方に当たるかと思います。おそらく2回目、3回目までは、失礼な言い方かもしれませんが、委員もまだ勉強するような感じですので、何か個別に問題にするようなことはあまりないのかなと思います。事実関係を明らかにする中で、個人情報であるとか、法人等の経営の状況など出てくる可能性もあると思いますが、そこは適宜判断するという事で、予め非公開にする必要性はないと思います。

(委員)

委員が言われていたことがちょっと気になっていまして、言われていたことが、いつ出てくるのか分からない中で、どうやってこれを判断すればよいのかなと思います。

(委員長)

今、折角、ご指摘をいただきましたので、私も気づいていて後で申し上げようと思っていたのですが、通常は傍聴が認められますという形でホームページなどに情報が流されると思いますが、そこにちょっと注意書きといいますが、要するに審議の性格上、傍聴を認めていても、ある一時期出てもらうとか、出入りを願う可能性があること

を予め断っておいた方が良いのではないかと思います。傍聴出来ると来た人が何回も出され不満が出ると困りますので。おそらく検討している資料によっては、部分的に傍聴を断るということもあって良いのかなと思います。一回丸々を非公開にしてしまうと原則公開の原則から相当外れますので、公開出来るところは公開して、これから先は一時非公開として、残りの部分は公開しても良いということは運用上あり得ると思いますので。

(事務局)

資料の5ページのところの先程ご議論をいただきました、公開方針に関するところですが、第4の公開の方法等の(4)のところでございますが、「会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。」とありますが、それが予め分かりますように何らかの形で示したいと思います。

(委員長)

検証の進め方で、特にこの内容で支障がないということであれば、緩やかな方向性というくらいで、審議の進み具合などでこれにない部分もちょっと調べたいとかいろいろあると思いますけど、基本的にこういう検証を進めていくということでご了解いただけますでしょうか。

(委員)

(了解の旨発言あり)

(委員長)

スケジュールにつきましても、既に3月30日までの4回分の日程が決まっておりますが、それを含めまして7回ないし8回このような基本的なスケジュールを進めていくということでご了承いただけますでしょうか。

(委員)

(了解の旨発言あり)

(7) その他

(次回の予定について、事務局から説明)

8. 閉会